



6月定例会において「沼津市空家等対策協議会条例の制定」が上程され、全会一致で可決されました。この条例は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等対策計画の策定に向けて幅広い分野の関係者と協議を行うための「沼津市空家等対策協議会」の設置に関する事項を定めるものです。ここでは、その内容についてお知らせします。

条例制定の背景は？

全国的に空き家の増加が社会問題となり、市民の関心も高まっています。本市では平成30年度に空き家等実態調査を行った結果、一戸建て住宅の空き家が1,363件、そのうち194件（14.2%）が管理不全な状態候補であることが確認されました。これらを放置すると、防犯、衛生、景観など、さまざまな面において市民生活に悪影響を及ぼすおそれがあります。



協議会を設置する目的

空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために空家等対策計画を作成します。

協議会の構成

市長のほか、地域住民や法務、不動産、建築、福祉など、各分野の学識経験者などで組織されます。

空家等対策計画の内容

計画期間や基本的な方針のほか、空家等の適切な管理の促進に関する事項、空家等対策の実施体制に関する事項などを定めます。

<計画策定までの流れ>

- 協議会の開催（3回程度）
- 計画案に対するパブリックコメント（市民説明会）の実施など

令和元年度中に「空家等対策計画」を策定

計画策定のメリットは？

- 空き家対策の基本的な方針を示すことで広く市民の意識の醸成が図られる
- 各分野間での連携強化につながり、まちづくりと一体となった空き家対策が展開できる
- 市の施策において、国が実施する空き家対策総合支援事業^(※)の補助金が活用できる

※空き家対策総合支援事業のイメージ



空き家



地域活性化のための施設として活用



除却後、ポケットパークとして活用

今後は…

空き家への指導だけでなく、新たな空き家の発生抑制や既存の空き家の利活用など、総合的な対策が推進されることにより、安心・快適な住環境の実現や地域の活性化につながります

沼津市議会では、平成26年12月に沼津市議会初の議員発議による政策条例である「沼津市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」を制定するなど、空き家の問題には特に高い関心を寄せています。

今回の条例制定とあわせ、空き家対策がより一層進んでいくものと考えられることから、議会としても引き続き今後の動きを注視していきます。



沼津市空家等対策協議会条例の制定
空家等対策計画を策定するための協議会が設置されます



○このページにおける漢字表記は、法律用語を「空家」、一般名称を「空き家」としています。